

そこから東シナ海あるいは西太平洋の影響にもこれは言及をされました。非常にこれは大事な問題で、我が国の平和と安全にも重大な影響を及ぼしかねない可能性を含んでいると思います。しっかりと今後の体制を検討していただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

本日は、防衛省設置法等の改正についての審議でございますが、まず法案について質問をさせていただきます。先日の六月四日の衆議院の憲法審査会で、政府が今提出されています安保法制、特にその集団的自衛権は違憲無効であると、自民党が推薦をなさった長谷部先生までが断言されましたというところでございます。私、ずっとこの違憲問題を取り上げているところでございませうけれども、その憲法違反の問題、全ての法案審議、また防衛省の組織の在り方、またその運営の在り方そのもの前提になる論点でございますので、それをまた後で質疑をさせていただきますと思います。

まず、防衛省設置法の第十二条、また第八条のところについて伺わせていただきたいというふうに思います。

この十二条の改正につきましては、元々この十

二条というのがいわゆる文官統制というものを法的な趣旨として持っているものではないかという見解の下に質疑が重ねられているところでございまして、私も、この十二条を読むと、一見それを白地で見るとそのように強く受け止められるところであり、かつ、シベリアンコントロール、自衛隊という最強の実力組織でございますけれども、この日本における、また日本社会における最強の実力組織でございますけれども、そのいわゆるシベリアンコントロール、それは文官によって、政治によって軍事をしっかりと統治をしていく、それが果たして防衛大臣だけで防衛省の中のそのシベリアンコントロールが担えるのかといったときに、戦前の我が国の歴史などを鑑みると、とてもその実行というのは不可能であるというふうに思うところでございます。

なぜならば、今一例を申し上げますと、中谷大臣にも何度か質問させていただいておりますけれども、違憲無効の解釈改憲を大臣が政治的な見識によって、違憲無効の集団的自衛権の行使の出勤命令を自衛隊は将来出されてそれによって戦死していくわけになるわけでございますけれども、その違憲無効のものをやはり防げないという現の、今の大臣の在り方を考えると、およそそのシベリアンコントロールというものを大臣だけの力に委ねるということは元々、それこそが現実的でない

というふうに考えるところでございます。

それで、少し法案の質疑を重ねていく前に、ちよつとまず前提を伺わせていただきたいんですけども、防衛省の官房長に伺います。

そもそも、現行法の十二条を見ると、官房長と局長が大臣を補佐をする。答弁によりますと、政策的見地にのつとつて補佐をする、軍事専門の見地は幕僚長などが行って、官房長や局長というのは政策的な見地で補佐をする。補佐をするについては、各般の方針、基本的な実施計画の作成、あるいは作成した方針及び基本的な実施計画などについて、それぞれ指示、承認、一般的監督というふうに書かれておりますけれども。

ただ、よくよく考えると、私もかつて霞が関で旧郵政省で働いていたんですけども、私は法律職の事務官でしたけれども、旧郵政省には電気通信を専門的に修学された方々がいわゆる技官として働かれております。共に情報通信政策を立案して省の政策として所掌事務を実行していくに当たって、事務官と技官が相まって、かつ調整、吻合しながら大臣を支えていくのは当たり前のことです。なぜ防衛省のこの十二条というものがそもそも存在するのか。普通に考えると、実はこれは当たり前前の条文なんです。皆様の立論によれば、これは文官統制の条文ではないという皆様の立論に従えば、文官統制という法的な趣旨はな

い、単なる調整、吻合の規定だと言うのであれば、元々これは当たり前の条文なんです、ほかの役所で並べてみると。

なぜこの十二条が存在するんでしょうか。自衛隊法の九条二項との関係なんか踏まえつつ、官房長に御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人（豊田硬君） お尋ねの点でございますけれども、現行の防衛省設置法十二条につきましては、防衛大臣が実力組織である自衛隊を管理・運営する上で行う典型的な職務を指示、承認、一般的監督という形で具体的に列挙いたしました。それらについて官房長及び局長が大臣を補佐するという形で規定しているものでございます。これは、先生からお触れになりましたように、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門の見地からの大臣補佐の調整、吻合を図る規定であるというふうに従来から説明をさせていただいているところでございます。

この防衛省設置法第十二条につきましては、官房長及び局長による政策的見地からの大臣補佐と自衛隊法第九条第二項に定める各幕僚長による軍事専門の見地からの大臣補佐とが、私ども繰り返し申し上げておりますが、言わば車の両輪としてバランスよく行われることを確保するための規定というふうに理解しているところでございます。

○小西洋之君 ちょっと時間がないので簡潔に聞

いたことに、なぜ十二条が法的に必要なんですかと。自衛隊法の九条二項に幕僚長が隊務に関して最高の専門的助言者であるというふうに書いてある規定があると、これとの関係で法的には十二条が必要なんで、ほかの省庁の設置法とは違つて入っているという、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人（豊田硬君） お答え申し上げます。先生お触れになりましたように、自衛隊法第九條二項に規定された幕僚長による大臣補佐と言わば対になって、バランスよく行われることを確保するための規定というふうに理解しておるところでございます。

○小西洋之君 その確保だと、それ運用のような観点に見えるんですが、これは法的に見て、自衛隊法の九条二項に幕僚長が隊務に関してのつまり最高の専門的助言者だというその規定があると、すると、あたかもこの幕僚長は一身専属的に隊務については大臣を補佐するように見えるかもしれないので、それは違うでしょう。政策的見地からの調整というものを官房長や局長がこの九条二項に書かれてある事項についても行うと、そのことを明記した条文と理解していいですか、現行十二条は。

○政府参考人（豊田硬君） お答え申し上げます。先生お触れになりましたように、防衛省設置法十二条につきましては、政策的見地からの大臣補

佐ということ、自衛隊法九条二項に定める各幕僚長による軍事専門の見地からの大臣補佐とバランスよく機能することを、行われることを確保するための規定というふうに理解しております。

○小西洋之君 ちょっと済みません、法的な観点を聞いているんですが、まあ確保すると言っていますが、確保するためにわざわざ法律で書いているんですから、法的に確保するという、その目的を法的に担保するための趣旨が現行の十二条にあるというふうに、まあ当然のことですけどね、うなずかれていますけれども、理解をさせていただき

ます。

じゃ、内閣法制局に伺いますけれども、現行の十二条と改正十二条、この法的な違いを伺いたいですけれども、現行の十二条の、先ほど私が申し上げましたそれぞれの事項について、官房長や局長が大臣を補佐するに当たって、統合幕僚長などの方々を指示、承認、一般的に監督すると。この内容というのは、現行十二条に書かれている内容というのは新十二条に漏れなく、法的に漏れなく含まれているというふうに理解してよろしいですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 従前は事項を列挙していたわけでございますけれども、今般の改正におきまして、一般的に、内局の補佐としては防衛省の所掌事務、当然自衛隊の活動等を含む

わけでございますけれども、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐すると一般的に規定しようとするものと理解しております。

○小西洋之君 一般的に、もう所掌事務ですから、防衛省が行うその行政全てを含むというふうに答弁いただいたんで、法的に当然含まれているということですね、うなずかれていますから。そういうふうにとストレートに答えてください、答弁としては間違っていないんだけれども。はい、じや、分かりました。

では、防衛大臣に伺いたいと思います。

今回のこの法改正の争点というのは、今、安倍内閣が進めている安保法制ですね、自衛隊の今まで行えなかった集団的自衛権を始めとする強大な軍事力を止めどもなく解禁するものだというふうには私も民主党は理解をしているところでありますけれども、そのように、もう自衛隊の行う業務そのものが変わる中で、いわゆる防衛省の中のシビリアンコントロールの実質が失われてしまうのではないかと懸念がされているところでございます。

ところが、皆さん、防衛省、大臣を始め答弁でおっしゃるのは、確かに憲法には閣僚は文民でなければならぬという規定はあるんだけれども、その文官統制というような趣旨について

は今まで憲法を始めどの法令にもなかったんだというふうにおっしゃっているわけでございますけれども。そうすると、憲法の六十六条のたしか二項だったと思いますけれども、閣僚は文民でなければいけない、これは有名な条文でございます。なぜかという、横島長官の答弁によれば、まあ歴代内閣も全部そうですけど、かつて一回だけあった憲法解釈の変更が当たり得るとすればこれであるという、まさに有名な条文なわけでございますけれども。

当時、その憲法の、まあこれ通告もさせていたでいていますけれども、その憲法解釈を変更したのではないかとこのようにまさに議論になったとさきですね、つまり、かつて自衛官は文民だったんですね。自衛官は文民だった、しかし自衛官は武人であるというふうな考え方を改めた。そのときの法制局長官の説明で、いわゆる文民条項ですね、文民条項の根底の趣旨というのは、我が国の国政において武断政治を排除する、武断政治というものを排除する、それが根本の趣旨であるというふうにおっしゃっておりますけれども。

中谷大臣に伺いたいと思います。武断政治、いろいろ定義はあろうかと思えますけれども、そのときの答弁というのはこういう意味なんだろうと思えます。およそ軍事力を行使し得る軍事的な組織に所属する方々が政治に実質的な影響力を及ぼ

すようなことはあつてはいけない。それは、かつての戦前の我が国のように、軍事が政治に優先をして、軍事がまさに政治をコントロールして、国を誤らす、国民に惨禍を及ぼす、そういうことがあるというわけでございます。

では、中谷大臣に伺います。今般の法改正、またこれからの防衛省の在り方において、防衛省の組織と、あと防衛省の組織運営あるいは業務遂行の在り方として、間違つても武断政治というものを芽生えさせる、あるいは間違つても武断政治に陥るということは絶対あつてはならない、それが当然の憲法の趣旨にも連なる、踏まえる考え方というふうな理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 御指摘のように、その文民条項につきましては憲法六十六条二項に定められておりまして、その文民とは、旧陸海軍の職業軍人の経歴を有する者であつて軍国主義思想に深く染まっていると考えられる者、また自衛官の職にある者以外の者をいうとされております。

この同条の同項によりまして、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣はこのような文民でなければならぬということでありまして、その趣旨は、おっしゃるよう、国政がいわゆる武断政治、これに陥ることを防ぐことにあります。

我が国においては終戦までの経緯に対する反省もありまして、自衛隊が国民の意思によって整備

運用されることを確保するために厳格な文民統制の制度を採用しており、文民統制に当たっては、このような内閣による統制に加えて、国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律、予算の形で議決し、防衛出動などの承認を行うこととしております。

さらに、防衛省においては文民である防衛大臣が部隊を統率することとしており、このような大臣による文民統制に際しては、軍事専門的見地だけではなくて、政策的見地も踏まえた的確な判断を行うことができるように、文官及び自衛官による両見地からの大臣補佐がバランスよく行われるような体制を整備をいたしております。

御指摘のように、防衛大臣の判断といたしましては、やはり政治経済情勢を的確に認識すると、外交政策、財政政策、法令等との関連を考慮するといった政策的検討に当たっては、様々な情報の収集、分析を行い選択肢を考慮する必要があることから、相応の人員構成による組織的な防衛大臣の補佐体制が必要と考えており、防衛省の内部におきましては防衛大臣の補佐体制として文官主体の組織である官房各局があり、文官である官房長局長がその長として政策的見地から組織的に防衛大臣を補佐をいたしております。

こうした文官の補佐というのは防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たし

ており、一般の組織改編においても、これは何ら変わることはないということでございます。

○小西洋之君 ちよつと全体として長い答弁をいただいたんですけども、中で一ついいことをおっしゃっていただいたと思います。いわゆる内部部局ですね、文官を中心とする内部部局というのが政策的見地でしつかり大臣を補佐すると。内部部局における文官の皆様の位置付けということを明確に答弁いただいたというのは非常に重要であろうかと思えます。

ちよつと一言だけ、大事な答弁なのでおっしゃっていただけますか。

防衛省の組織、またその組織運営、また業務運営の在り方として、武断政治を芽生えさせる、あるいは武断政治に陥るようなそういうもの、可能性があるもの、おそれがあるような、そのような組織の在り方あるいは運営の在り方というのは当然許されないものであるという認識でよろしいですか。イエスカノーかただけでいただけますか。

○国務大臣（中谷元君） これまでも防衛大臣は文官でありましたし、防衛大臣として、この防衛省の統率におきましては政策的見地による文官の補佐を受けながら、そして武断政治に陥らないようにしつかりと統率をやってまいってきたと、これからはそうあるべきだと思っております。

○小西洋之君 防衛大臣と武断政治の関係はお答

えいただけましたけど、防衛大臣に限らず、防衛省の組織全体です。大臣の下にいらっしゃる局長や、お座りになっている官房長、あるいは統合幕僚長や幕僚長の方々、あるいは全ての、皆様ですから自衛隊員ですね、全自衛隊員が、皆さんのその組織の在り方、あるいはその組織運営、業務運営の在り方として武断政治に陥ることがない、また武断政治を、その兆し、あるいは芽生えを見せるような、そのような過ちということは絶対行つてはいけないという理解でよろしいですか。

○国務大臣（中谷元君） そのとおりでございます。大臣は文民でなければならぬということ、これは国会からも内閣からも監視を受けています。中においては、まず自衛官におきましては、任官するときに政治的活動に関与せずという宣誓をした上で自衛隊の任務に就いておりまして、そういう政治的な活動に関与しないという前提で勤務をいたしております。

一方、そういった政策的見地につきましては、内局を補佐する部署とおきまして、防衛大臣は絶えずそういうところから政策的補佐を受けているということでございます。

○小西洋之君 なぜこのようなことが一言で、武断政治を何かやっちゃってしまいとお考えになつておられるように聞こえますよ。武断政治を排除する、完全に排除するような組織の在り方、運営の

在り方、業務の運営も含めてですね、でなければいけないというのを一言、防衛省全体が、全自衛隊員が、皆さんも自衛隊員なんですから、それだというふう一言おっしゃっていただきたいだけなんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 国政が再び武断政治に陥ることがないように努めてまいっております。

○小西洋之君 いや、努めてまいるではなくて、防衛省の在り方としてそういう在り方でなければいけないという理解でよろしいですか。武断政治を許容しているように答弁されているように聞こえますよ。

○国務大臣（中谷元君） おっしゃるとおりでございます。武断政治に陥らないような仕組みで運営をされているわけでございます。

○小西洋之君 運営をされているだけではなくて、運営をしていかなければいけないとまでおっしゃっていただけますでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） そのとおり、武断政治に陥らないように運営をしてまいります。

○小西洋之君 では、ちょっと大事な憲法違反の問題もしなきゃいけませんので、ちょっと皆さん簡潔に答弁いただきたいんですけれども。

そうすると、今回の改正法の第八条の規定で、済みません、委員の先生方、資料がなくて申し訳

ないんですけれども、第八条で新しい条項を追加しているんですね。これは口頭で申し上げさせていただきます。もう一言で言うと、内部部局が、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関、機関ですから当然幕を含むわけですが、の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する内部部局がつかさどる。先ほど大臣がおっしゃった文官を中心とする方々によって構成される内部部局なんですけれども、この防衛省の中におけるその総合調整、ずっと答弁で、文官が政策的見地から補佐をすると、自衛官の方々は軍事専門的な見地から補佐を行うというふうにご答弁されています。

確認ですけれども、自衛官の方々は文官の方々が補佐を行うその政策的見地について、いわゆるその文官の方々を乗り越えて大臣を補佐する、そのような越権的なそういう補佐の仕方はできないという理解でよろしいでしょうか。

ちょっと御参考までに申し上げますと、私もかつて郵政省でさっき申し上げた事務官と技官の方で議論をしております。いわゆるディスカッションの段階では、それぞれの専門的な見地を出し合って大臣に最適な補佐ができるように議論はいたします。

ただ、大臣を補佐するその実行の段階ですね、補佐をする実行の段階で、自衛官の方々が政策的

事項に関わる見地について文官の方々を乗り越えて、あるいは文官の方々がいるのにそれを、文官の方々によらずに自衛官の方が大臣の補佐を行うというのは許されない。それは今回の防衛省設置法の趣旨に反するし、先ほどおっしゃった武断政治を徹底的に排除する、絶対に排除する、そういう防衛省の組織の在り方、運営の在り方からして許されないと、そういう理解でよろしいでしょうか。簡潔に答弁ください。

○政府参考人（豊田硬君） 御指摘のとおり、防衛省設置法の内部部局の所掌事務に係る規定第八条に、省の所掌事務に関し、省内の施策の統一を図るために必要となる総合調整を行うということを設置法第八条七号に書き出しまして、内部部局の有する役割についてより積極的に確認させていただいたところでございます。

先生御指摘の点につきましては、それぞれ防衛大臣の意思決定の的確性を確保するため、政策的見地からの補佐については官房長、局長が、軍事専門的見地からの補佐については幕僚長等がそれぞれ専門性を生かして大臣を補佐することとさせていただきます。当然ながら、政策的見地からの補佐ということにつきましては、私ども官房長、局長が担当させていただくこととなります。

○小西洋之君 ありがとうございます。明確な答弁をいただきました。

私自身は、自衛官の方々が文官の統制にいわゆる服さなければいけないという、何かこう狭い意味で考えているわけではないんですけれども、ただ私なりに様々な先輩の方々の質疑を聞いていて思いましたことは、このように思っております。

やはり自衛官というのは、この世で特別の存在なわけでございます。戦車の操作の仕方あるいは戦闘機の運転の仕方、かつ、それらについて武力を発する、ミサイルを撃つたりすることも彼らは訓練を受けて、そして組織をもってできるわけでございます。そういう特別の能力、この世の中で一番強大な、いわゆる軍事的な力という強大なものを受けられている方が、授けられているというか、それを担うようになっていく方々というのは、やはりそれはそれとして、当然の一定の制約に服していただかなければいけない。

その方々が、自分はまだ軍事的な力も使えるし、でも同時に政治的なこと、さつき政治活動はできないということをおっしゃいましたが、まあそれは当然のことではあるんですけれども、やはり、かつて防衛大学の校長の方の言葉というか、お部屋にある額縁で、服従の誇りという文言があるというふうに伺いましたけれども、これは文官と自衛官の方を比較して、文官の方が何かもう次元を超えて偉いとかそういう話ではなくて、やはり我が国の歴史の反省を踏まえたときに、その強大

な軍事的な力を、その実務の力を持っていらっしゃる自衛官の方々というのは、やはり自ら誇りを持った、何と申しますか、あえて申し上げますけれども、そういう制約というものをそれは受けていただかなければいけないんだというふうに考えております。

これは、小野先生が少し資料を配付されて質疑も行われておりましたけれども、例えば警察においては、警察を統治するのは国家公安委員会でございます。それは、警察という強大な力を持つた組織、かつ政治的中立が求められる組織を統治する在り方としてああいふ第三者の委員会制を設けているわけでございます。防衛省・自衛隊についてはそういう組織を設けてはおりませんけれども、それはいろんな軍事的な観点などから設けていないのかもしれないけれども、かといって、考え方は私は同じだと思います。

ですので、ちよつとこの法案の在り方について、我が党は反対を衆議院でさせていただいておりますけれども、仮に今これが成立になったとしても、先ほど武断政治を排除すると、それに当たっては、それぞれの役割、政策的見地について、補佐について、間違つても制服の方々が越権的な行為をするということが絶対にないように、かつ、そうしたことが起こらないような防衛省組織内の運用の規定というものをしっかりと作っていただきたい

というふうに思います。そうしたことについてもまたしっかりとチェックをさせていただきます。

済みません。ちよつと時間が押してしまいましたので、じゃ、次に防衛装備庁の話に移らせていただきますけれども、内閣法制局長官に伺います。

今回の防衛装備庁が担う業務の一つとして、いわゆる武器輸出ですね、防衛装備の移転と言わずにもう武器輸出とはつきり言わなければいけないと思うんですけども、武器輸出を次元を変えた形で大きく推進していくことがあるわけでございますけれども、過去の法制局長官の答弁にこういう答弁があります。かつての武器輸出三原則についてですね。

昭和五十六年の二月二十日の角田法制局長官、偉大な長官だった方ですね、「わが国の憲法が平和主義を理念としているということにかんがみますと、当然のことながら、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとりたものであるというふうに考えております。」と、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとりたものであるというふうにおっしゃっているところでございます。法制局長官に伺います。憲法の平和主義、政府の答弁で、憲法前文に三つあると言いますけれども、その三つの平和主義それぞれがどういう意味で武器輸出三原則に適合している、のっとりたというふうになるんでしょうか。個別具体的に御

説明ください。

こういう御質問をさせていただくのは、この防衛装備の原則、もちろん通告もしていますよ、変えるに当たって法制局は審査をしたということなんですけれども、平成二十六年の四月、この防衛装備の移転の原則をがらぼんに変えてしまったときに、ちゃんとそういう見地で審査をしたかどうかの確認でございます。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 防衛装備移転三原則について、法制局として審査をしたという事実はございません。

○小西洋之君 では、横島長官に伺います。

かつての長官が「武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとったものである」というふうに言っているわけですから、あなたは、防衛省設置法の意見事務ですね、法律上の強権規定です、意見事務に従って、そういう憲法に関わるものを内閣が閣議決定するときは当然意見事務を發動しなければいけないんですけれども、内閣法制局、あなたの前任の小松長官ですけれども、しなかつたという理解でよろしいですか、内閣法制局設置法違反をしたという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 防衛装備移転三原則は、従前の武器輸出三原則の下で幾つかの例外が設けられていたわけでございますけれども、そのような経緯を踏まえまして、包括的に整理を

して明確な原則を定めたものと承知しておりますが、いずれの場合も、武器の輸出によって国際紛争などを助長することを回避して、外国貿易及び国民経済の健全な発達を図るという目的をもって外為法令等の運用基準を定めたものでありまして、それ自体が憲法上の問題ではないというふうに理解しております。そのような国際紛争を助長することを回避するようなことは憲法の定める平和主義にそぐうものであるということは理解しております。

○小西洋之君 本当、審査をされていないのに何でそんな見解を内閣法制局として責任を持つているのかさっぱり分からぬですね。

集団的自衛権の解釈変更が憲法違反だというふうによりやく議論が、関心が高まっておりますけれども、これはもうずっと私国会で明らかにしていることですけれども、集団的自衛権行使の七月一日の閣議決定、このときも内閣法制局は審査していないんですね。内閣法制局が行った審査資料というのは閣議決定の最終案文しか存在しないんですね。もうこれ、国会答弁も質問主意書もいただいております。

私、元霞が関で働いておりましたけれども、私の経験だと、憲法九条の解釈を変更するんだつたら、もう床から積み上がるぐらいの審査資料、過去の国会答弁との整合性、憲法前文の平和主義と

の関係、文書に書いて、あと立法事実の存在、全部立証しなきゃいけないんですけど、何にもしてない。七ページのぺらぺらの閣議決定の最終案文を六月三十日に法制局は受け取って、翌七月一日の午前中に電話で憲法上の意見、憲法上の問題を含めて意見はないという電話でのお答えをしているんですね。新聞各社はこういう問題をつかりと報道をいただきたいわけでございますね。中身は後から徹底的に追及しますけれども、プロセスもめちゃくちゃでございます。もちろん、その前には、解釈変更する際には閣議決定の最終案文を国会で十分な審議を受けるという参議院の憲法審査会の附帯決議、それをじゅうりんして破って、戦後の議会初めてのことですけれども、明白な附帯決議を正面から破ったのは。つまり、国民、国会を全て無視してやっている閣議決定ですね。

ちよつと憲法違反の問題に移りたいと思いますので、この武器輸出の問題は非常に深刻な問題であります。なぜ我が国がこういう止めどもない武器輸出が許されないのか。今回の政府が行われたものですけれども、もう事前同意がないわけですから、我が国のですね、なくできるわけですが。これはなぜかという、憲法の平和主義、先ほど過去の長官の答弁を御説明しましたけれども、武器輸出三原則というのは、憲法前文の平和主義で

すね、全世界の国民の平和的生存権、あるいは平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して我が国を守っていくというその考え方、そうした様々な憲法の平和主義というのを全く初めから切り捨てているわけなんですね。

それは、例えば二十六年の四月の閣議決定をされた防衛装備移転三原則、四月一日の閣議決定ですが、この中には、憲法の前文の平和主義、平和主義という文言が一言もないんです。積極的平和主義という言葉はあるんですけどもね。これは実は、七月一日の閣議決定もそうなんです。七月一日の閣議決定には憲法の平和主義という文言が一つもない。また、それに至る与党協議の資料にも一つも載っていない。また、今回の安保法制を作るに当たつての与党協議に政府が提出した資料にも一言も平和主義という言葉がないんです。つまり、安倍内閣がやっているこの安保法制あるいは武器輸出のこういう問題というのは、全て憲法の平和主義を切り捨てた、つまり憲法違反を犯しながらやっていることなんです。しっかりとこれ我が参議院でも引き続き追及しますし、衆議院の安保特でしっかりとこの問題、まだ平和主義との関係なども質問をされていますので、是非マスコミの方も取り上げていただいて、国民的な議論をしていきたいというふうに思います。

なので、防衛装備移転三原則というのは憲法の

平和主義に違反すると、法制局は審査もしていないと、そのことを申し上げて、将来、民主党が政権を奪還したときには、安保法制、その前に当然安倍内閣を倒しますけれども、これを変えさせていかなければいけないというふうに考えております。

では、憲法問題ですね、集団的自衛権行使の憲法問題について質問をさせていただきます。

ちよつと、お配りのこの資料がございます。今朝の朝日新聞でございますけれども、中谷大臣の先日の国会の、六月五日の衆議院の安保法制の特別委員会の答弁がございます。右の方に、ちよつと細かい線ですけれども、現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけばいいのかという議論を踏まえまして閣議決定を行ったというふうにおっしゃっているところでございます。

大臣、七月一日の閣議決定というのは、法案、安保法制ですから、集団的自衛権を解禁する法案ですけれども、その集団的自衛権を解禁する法律を作るというその目的を、それを実現するために憲法を適用する、つまり憲法を安倍内閣なりに変えていったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 御指摘の御答弁は、現在の安全保障環境を踏まえまして、憲法解釈がどうあるべきか、これ政府・与党でも議論をいたし

て、昨年七月一日に閣議決定を行い、その上で、閣議決定で示された憲法解釈の下、法案を作成して、閣議決定して、国会に提出をさせていただいたという趣旨を述べたものでございます。

○小西洋之君 いや、法律の目的のために憲法を変えてもいいんだというふうには読めてしまわうわけでございますけれども、立憲主義に反するんではないでしょうか、この答弁は。

○国務大臣（中谷元君） この発言の中に法案という言葉もございますが、これは、七月一日に閣議決定を行いましたので、その上で、閣議決定で示された憲法解釈の下、法案を作成して、閣議決定して、国会に提出させていただいたという趣旨を述べたものでございます。

○小西洋之君 そういう趣旨なんですけれども、緊迫した委員会なのであれではあるんですけども、日本語としてはそういう意味になっていないですよ。憲法をいかにこの法案に適用させていくのかという議論を踏まえましてというふうになつていますが、じゃ、この答弁は修正なさるところでよろしいですか。

○国務大臣（中谷元君） 私の発言の趣旨というのは、現在の安全保障環境を踏まえて、憲法解釈がどうあるべきか政府・与党でも議論して、昨年七月一日に閣議決定を行い、その上で、閣議決定で示された憲法解釈の下、法案を作成して、閣議



決定をして、国会に提出をさせていただいたという趣旨を述べたものでございます。

○小西洋之君　ここに、おっしゃった日本語の内容と、日本語から推察される、朝日新聞に書いているとおり、政府の方針を最上位に置き、それに合わせて法律を作ること、実質的に憲法を変えてしまおう、そういうまさかの事態が進行しているというふうにおっしゃっていますけれども、日本を代表する新聞社がこのように受け止めて、私も含め、私もそのように受け止めました、こういう意味だと。違うのであれば答弁を修正なさる、政府として、これ非常に重要な問題ですから、我が国の立憲主義に関わる問題ですから、こういう答弁というのはきちんと修正をしていただきたいと、そのことをお願いをさせていただきます。

それで、六月四日の衆議院の憲法審査会で、先ほど申し上げました自民党が推薦した長谷部かつの東大教授、今早稲田大学の教授でございますけれども、集団的自衛権の行使容認は憲法違反であるというふうにおっしゃいました。

ただ、このこと、憲法問題、集団的自衛権を解禁した新三要件などにこれ歯止めがないのはある意味当たり前でございます、全く禁止されていないものを、そこを解禁したんですから、どうしたって野方図になるのは当たり前でございます、歯止め論を議論することは一定必要ではあるんで

すけれども、やはり国権の最高機関、国民主権の下の我々の議会の役割としては、内閣が行った解釈変更というものが憲法上問題はないのかどうか。つまり、新三要件の歯止め論ではなくて、新三要件そのものが憲法上成り立つのか、新三要件の成立論というものを、本来、イの一番に議論しなければいけないと。ただ、それが今ようやく動き始めてきたというところは非常に大切なことであるというふうに思います。

ただ、残念ながら、今、社会的に欠けているものがあります、決定的に欠けている。それは、こういうことでございます。なぜ政府の解釈変更は憲法違反なのか、なぜ憲法違反なのか、その具体的な理由、そこがうまく社会の中でまだ共有に至っていないところがございます。それは、裏返して言えば、政府が主張している合憲であるというその主張、その主張がなぜ不正であるのか、あえて、ちよつと言葉は適切でないかもしれませんが、不正であるのか、間違つたものであるのか、その説明がないわけでございます。

その問題を昨年来、私、委員会で追及をさせていただいて、皆様に御説明させていただきましたけれども、分かりやすく言うところこういうことにならんですね。(資料提示) 安倍内閣の七月一日の解釈改憲、九条の解釈変更がどのようにインチキであるかということ、不正であるかということは、

こういうことになるんですね。

安倍内閣は、昭和四十七年政府見解という、過去に政府見解は幾つも実は憲法九条についてはあるんですけども、その中で、昭和四十七年見解という解釈改憲を強行できる、この見解だけが、これ、隙間でも何でもありませんけれども、それがあつたんですね。なので、昭和四十七年政府見解というものを使って行つたと。

じゃ、昭和四十七年政府見解というのは元々どういうものだったかというところ、憲法九条解釈の正しい基本論理を書いたものであると同時に、その内容として、集団的自衛権が憲法違反であるというところについての論理的な理由、その結論を書いたものであつたと。

ところが、安倍内閣は、この憲法九条解釈の基本的な論理、あと集団的自衛権が違憲であるという論理的な理由、ここの部分を論理を捏造して、自分たちが解釈改憲のとき集団的自衛権を解禁できる基本的な論理というものをつくり出したんですね。それが右の図ですけれども、七月一日の閣議決定ですね。論理を捏造して基本的な論理というものをつくつた。この基本的な論理の中にも、言葉としてそのまま含まれている新三要件というものを要件立てとして抽出をした。その抽出立てのどさくさ紛れに、明白な危険という緩和要件を火事場泥棒的に追加した。これが実は解釈改憲の

構図なんですね。

じゃ、どういうふうな論理を捏造したか、この三つのからくりが大きくあるわけでございます。

一つは、この委員会でもずっと取り上げて、ついに衆議院の安保の特別委員会でも、民主党の長妻先生、また大串先生もこの論点を追及を今いただいておりますけれども、先々週ぐらいに私が申し上げたように、七月中には火の海になると。安倍内閣は火の海になって、安倍内閣は退陣する。

あらゆる政治、法的な、国民の憲法をじゅうりんした政治的責任、法的責任、またアメリカの議会等で演説などをした外交責任を取って、安倍内閣は火の海になって倒れるというふうに申し上げます。ただ、そういうふうな今後なっていくと思いません。

三つのからくり。一つは、外国の武力攻撃という文言を、我が国に対する外国の武力攻撃に決まっているのに、申し上げました、この四十七年見解を作るきっかけになった、その国会質疑で作った本人ですね、吉國法制局長官、あるいは真田次長、あるいは角田第一部長、みんな限定的な集団的自衛権なんか絶対あり得ないと、論理としてと言っているのに、ここを同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替えて、恣意的に、集団的自衛権を解禁する。

それと同時に、お示ししましたけれども、昭和

四十七年見解の中には書いてある平和主義の制限の法理。全世界の国民に平和的生存権を確認しているわけですから、日本に攻めてきてもないイランの人たちを殺して石油を確保するようなことはできないわけですよ、憲法を変えない限り。そういうことを解禁している。

三つ目は、立法事実のでっち上げです。結局、我が国に武力攻撃が発生しない集団的自衛権の局面で、国民の生命が根底から覆る、つまり死んでしまう日本国民って一体誰なんだと。それは、どういう事態のどういう因果関係で死んでしまうのか。かつ、それは個別的自衛権でも外交努力でも防げないのかと。つまり、集団的自衛権を解禁する政策目的の必要性と、その手段としての合理性、立法事実、これが存在しないわけです。

憲法九条の文理というのは、一見して全ての実力行使を禁止されているように見えると、これは七月一日の閣議決定にも書いています。つまり、真つ暗闇なんです、一見すると。真つ暗闇の中に新しい集団的自衛権という武力行使を解禁するためには、その目的の必要性、手段の合理性が必要なんです。その立証がない。先ほど指摘しましたように、内閣法制局は審査もしていません。

この三つのインチキをやれば、これ、ナチスの手口以上ですよ。ワイマル憲法を骨抜きにした授權法以上ですよ、法律すらないんだから。この

三つの手口を合わせれば、どんな法規範だって抜くことができますよ。どんな憲法の条文だって抜くことができますよ。徴兵制なんかもつと簡単ですよ。そういうことを犯しているというわけでございます。

こうした問題、特に四十七年見解の読替えについては私もずっと追及をさせていただいておりましたけれども、実は、衆議院の安保の特別委員会に行ったら、政府の答弁が変わっているんですね。どういうふうに変ったかという点、先ほど佐藤理事がおっしゃっていた、砂川判決の基本的な論理と軌を一にするという訳の分からぬ説明を、これはごまかしの説明だと思えます。参議院でさんざん私の方で追及したので、衆議院になってこれをやられたらかなわぬというので、国家安全保障局の官僚の皆さんを中心とする方々がごまかしができるようにそういう余計なことを付け加えたんだらうと思うんですけれども。

じゃ、中谷大臣に伺います。よろしいですか、中谷大臣、こちらを御覧いただけますか、このフリップ。

先ほどの答弁で中谷大臣は、佐藤理事の質問に対してこういうふうにおっしゃいました。砂川判決に書かれている基本的な論理と軌を一にする、それが昭和四十七年政府見解に書かれている基本的な論理であるというふうにおっしゃいました。

おっしゃいました。よろしいですか。

じゃ、この皆様の分け方ですね。本当はこれ一つの文章なのでこれを三つに構造分割してはいけないんですけれども、後で追及しますけれども。基本的な論理①、基本的な論理②、それで帰結を当てはめと言っていますね。

中谷大臣に伺います。砂川判決に書かれている基本的な論理は、この論理①と②、あるいは帰結どこに当たりますか。論理①だけなのか、論理①と②両方なのか、あるいは帰結まで含むのか。

秘書官、後ろからやるんじゃないよ。(発言する者あり)

○委員長(片山さつき君) 御静粛に、御静粛に。○小西洋之君 国会議員が国民の憲法をじゅうりんした政権に対して真剣勝負で議論しているんですよ。何で官僚が後ろから補佐するんだ。

私もかつて霞が関の官僚でしたけれども、大臣の後ろから補佐はしましたけれども、官僚の矜持を皆さん持ちましょう、官僚の矜持を。堂々と勝負すればいいんですよ。どうぞ。

○国務大臣(中谷元君) 砂川事件の最高裁の判決は、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」というふうに述べているわけでございます。

この平和安全保障法制の整備に当たりましては、集団的自衛権の行使を一部限定容認をしましたが、それはあくまでも自衛のための必要最小限の措置に限られるわけでございます。

そこで、この基本的な論理というのは、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されず、外国の武力攻撃によって国民の生命自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するためのやむを得ない措置として必要最小限の武力行使は容認されるという部分でございます。

○小西洋之君 ちょっと質問に答えていただけいないので。

ただ、ちょっと先ほどの私の発言について少し補足をさせていただきましても、今、私もかつて官僚でしたので、こういう個々の方のことを申し上げるのはあれなんですけれども、今大臣に耳打ちをされたその秘書官の方は、さきに私が平和主義、憲法の平和主義についての質問のときに政府の行為によって戦争の惨禍を再び起こることがないように決意して国民主権を採択すると、その部分の戦争の意味について、いわゆる国際法の戦争の意味であると、つまり満州事変のようなそういう武力行使は含まないんだよという間違った耳打ちをしたんですね。それを法制局長官はそ

の後答弁で修正されましたけれども。私もかつて官僚でいましたけれども、憲法違反の答弁を大臣にさせる、そんな補佐は憲法遵守擁護義務を持つ公務員は絶対やってはいけないわけです。いけない。

かつ、私はこのことについて、防衛省の官房長を後に呼んで、あの秘書官にそういうふうになちゃんと指導をしろと、本来だったら理事会で取り上げるように私は言うところだけれども、本当は国民のことを考えるところだけじゃないんだけれども、あなたからちゃんと指導をしろというふうにと今お隣に座っている官房長に申し上げました。

ところが、そういう指導が全く徹底していない。理事会でしっかり協議いただけますか。秘書官が憲法違反の答弁を、大臣の補佐している問題について、しっかりと協議をしていただけますでしょうか、委員長。

○委員長(片山さつき君) 御事情も含めて、後刻理事会でお話をさせていただきます。

○小西洋之君 既に私、防衛省や外務省の官房長のほか皆さんに言っていますけれども、政治家に言われて解釈改憲を嫌々必死に抵抗しながらやるというんだったらまだ、それでも理解はなかなか難しいですけど、同情の余地はありますけど、解釈改憲、安保法制を、この憲法違反のものをお先棒を担ぐような官僚の皆さんは絶対に許さない。

政権を奪い返してから、必ず皆さんを処分する。（発言する者あり）当たり前です、憲法違反ですから。当たり前のことですよ。憲法遵守擁護義務に反した国家公務員を法に基づいて処分するのは当たり前です。政治の役割です。議院内閣制の国会監督として当然の役割ですよ。そこを、私もかつて官僚だったので、おかしき政治の下で苦しむ局面があるというの分かる。分かるけれども、積極的にそれを補佐するのは違うということをお断言申し上げます。

じゃ、大臣、先ほどの質問、もう明確に一言だけで答えてください。砂川判決で示されている法理というのは、基本的な論理①ですね、この四十七年見解の基本的な論理①。基本的な論理②、このフリップを御覧いただけますか、基本的な論理。昭和四十七年政府見解のその全文につきましては、資料の、済みません、このフリップ、皆さんはもうさんざん御覧のほうですけれども、四ページに書いておられますので、四ページの第三段落目でございます。基本的な論理①、②、帰結（あてはめ）というふうに分けているわけですけれども、このフリップで御覧いただけますか。七月十四日の北側先生が使った有名なフリップ、もう何度もこの委員会で取り上げています。この基本的な論理①の部分だけのはずなんですけれども、だけのはずという理解で、砂川判決で示されている法理

は基本的な論理①だけでよろしいですね。基本的な論理②も法理として示しているんです。どうういうふうに示しているかお答えください。どうぞ。

○国務大臣（中谷元君） 資料がなくてちょっとフリップだけでございますが、私は①だと思っております。

○小西洋之君 済みません、ちょっと有名なあれでしたので、もし見えなかったとしたらそれは大変失礼をいたしました。

じゃ、今、この四ページに書いてある昭和四十七年政府見解の第三段落を、安倍内閣は、これ御覧いただいて分かるように、もう一筆で、一つの段落で書かれているものを三つに構造分割しているんですね。これが解釈改憲の手口の一つなんですけれども、このマジックの四ページです。基本的な論理①だということを言っているのは、これも衆議院の安保特でも、あと私はもうこの外交防衛委員会でも何度も取り上げさせていたいただきますので、基本的な論理①というのは、「憲法は、第九条において、」というところから「解されない。」というところなんです。

つまり、一言で言うと、この第三段落は、よろしいですか、第三段落は三つの句読点が打たれた三つの文章から成り立っているわけです。それを順番に、基本的な論理①、基本的な論理②、帰結

（あてはめ）というふうに分けているんです。そのことについては、私は、かぎで政権がやっている構造分割のところについて印を付けさせていただいていますけれども、今、中谷大臣が答弁をいただきました。砂川判決に示されている基本的な論理は基本的な論理①の部分であると。それは、読み上げると、「憲法は、第九条において、」というふうに始まる段落の冒頭ですね、そこからマジックの四ページの下の方に行っていたら、私がかぎを付けている「どうして解されない。」と、ここまでの部分ですね。大臣、よろしいでしょうか。

このことを安倍政権は基本的な論理①と言っているんですけれども、砂川判決に示されている法理、もう一度だけ、済みません、さっき答弁いただいたらいますけれども、委員のほかの先生方のために、済みません、申し訳ございません、基本的な砂川判決で示されている法理というものは、この基本的な論理①のことのみであるという理解でよろしいですね。

○国務大臣（中谷元君） 砂川事件の判決は、先ほど読みましたように、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権限の行使として当然のことと言わなければならないといったしまして、①におきまして、「自国の平和と安全

を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうい解されない。」ということにつきましては、この最高裁の判決の考え方と①、軌を一にするものでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。明確な答弁をいただきました。

つまり、安倍内閣は、安倍政権は、衆議院の安保の特別委員会に行つて説明を変えたというか、昨日、安倍総理のインタビューが報道でも流れていましたけれども、砂川判決に示されている最高裁の法理にのっとっているからいいんだみたいなことを言い始めたんですけれども、砂川判決が示している法理というのはこの三つに分割したうちの基本的な論理①なんです。

で、問題なのは、基本的論理②の方なんです。基本的な論理②、皆さんの四ページのお手元の資料の「外国の武力攻撃」という線を引いていまずけれども、この「外国の武力攻撃」という言葉を同盟国などに対するとするとうふう読み替えて、ここに限定的な集団的自衛権が書かれているとうふう言っているんです。だから、砂川判決で示している基本的な論理、法理と、皆さんが主張の限定的な集団的自衛権が実は昭和四十七年見解に書かれていたんだというのは、主張はかみ合っていないんですね。なぜならば、限定的な集団

的自衛権の行使が法理として書かれているのは、書かれていると皆さんが言っているのは、基本的な論理②の部分ですから、砂川判決はこういう基本的な論理②の内容に至るようなことまで一言も言っていないんですね。

じゃ、そのことをちよつと皆様と確認をさせていたいただきたいと思いますが、このお配りした資料のマジックの三ページを御覧いただけますか。失礼しました、五ページ、六ページですね。

これは、砂川判決の条文です。私もこの問題をずっと国会で取り上げたかったですけれども、解釈改憲が違憲であるというもう本丸の証明に皆さん、政府が答弁拒否をするので、なかなかできなかつたんですが、実は、あえて言います、自民党の高村先生を始めとする方々は、砂川判決に集団的自衛権は読めるというふうに言っていますけれども、暴論です。法令解釈というものを逸脱した暴論です。そのことを今から御説明をさせていただきます。

この砂川判決、判決文そのものです。左のページを御覧いただけますか。

そもそも憲法九条はとうふう線を引き張っていますね。そもそも憲法九条は、飛ばしていただいて、我が憲法の特徴である平和主義を具体化した規定であると。憲法前文の平和主義は、憲法九条というのは憲法前文の平和主義がダイヤモンド

ドのように結晶した、具体化した条文であると。単なる平和主義という、憲法前文の平和主義は九条の解釈の指針ではないと。もう平和主義が形を変え、具体化したものが九条なんだというのは、この最高裁の判決を引いて政府が憲法解釈として言っているんですね。

その下の方ですね、ここからです。同条はとうのは、これ九条のことです。その上は、九条の第一項と第二項の条文をそのままひたすら説明をしています。同条は、つまり九条ですね、いわゆる戦争を放棄し、戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれにより我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないとうふうにしていますね。

ここで言われていることは、固有の自衛権は持つと。持つ。ただし、ここからです、我が憲法の平和主義は無防備、無抵抗を定めたものでないと言っているんですね。

で、今度、右上に行つていただけますか。線を引いてあるところですね。これ、全世界の平和的生存権ですね。

戦争を放棄し、戦力の保持を禁止してと書いてあるんだけど、全世界の国民とともにひとしく日本国民も恐怖と欠乏から免れて平和のうちに

生存する権利を有することを確認するので、よつて、我が国は、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないというふうになっているんですね。

高村先生あるいは安倍内閣もそれがお互にそのような答弁を安保の特別委員会でもやられていますけれども、この部分ですね、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置。確かに、これ昭和四十七年見解と本当によく似た言葉です。

で、この必要な自衛のための措置ですね、必要な自衛のための措置。ここは、自衛のための措置としか書いていないんだから、個別的自衛権も集団的自衛権とも言っていないんだから、集団的自衛権もここで概念に含まれるというふうなことを高村先生おっしゃっているんですけれども、ただし、さっきの左下のページ見て、戻っていただけますか。

この議論のスタートは、我が憲法の平和主義は、次ですよ、無防備、無抵抗を定めたものではないと、ここから始まっているんですよ。無防備、無抵抗。つまり、日本に対する侵略に対して、無防備、無抵抗を定めたものではないと、ここから出発しているんですよ。ここから出発して導かれ

ている必要な自衛のための措置という文言が、法理として他国防衛の集団的自衛権なんて含むわけがないじゃないですか。もう、これだけで終わりですよ、これだけで。もう国語の問題ですよ、これ。中学校の国語の試験に出してもいいと思いますよ。この砂川判決に集団的自衛権って含まれて、他国防衛というのを読んでいいのよ。もうそんなことやったら、日本の国語が崩壊しますけどね。

更に駄目押しをさせていただきます。次のページをおめくりいただけますか。

この砂川判決の補足意見ですね。判決の主文でない補足意見に、当時の最高裁長官の田中耕太郎さんという方の補足意見、有名な言葉ですけれども、自衛はすなわち他衛、他衛はすなわち自衛という関係があるのみだというふうに言っているんですね。これを引いて、集団的自衛権、自衛というのは他衛で、他衛というのは自衛なんだから、この自衛のための措置というのはそういう意味でも含まれるんじゃないかと言っているんですけれども、全く違うと言っているもって明確な、同じ補足意見があるんですね。

田中耕太郎さんは最高裁長官で、この今、七ページですね、この石坂さんは普通の最高裁判事ですけれども、補足意見としての法的重みは全く同じです、全く同じ。その方が言っているのは、よ

ろしいですか、これ自衛隊は持てると。いや、何らかの実力組織は持てる。我が国に急迫不正の侵害があったときに、それに対処することは憲法上認められる。よつて、そういう自衛隊は持てるというふうには言っているんですね。

ちよつと時間があれですので、右のページの、三十二と小さく書いたページが一番下の下線を御覧いただけますか。

自衛権行使のための有効適切な手段を、国家があらかじめ組織整備することもまた法的に可能であると云わざるを得ない。

砂川判決は、個別的自衛権が日本にあるとも集団的自衛権があるとも、また自衛隊が合憲であるとも言っていないというのが政府の砂川判決に対する評価であり、学会もそうした評価をなされているところがございます。そこに田中最高裁長官のあの訳の分からないくだりがあったので、そういうことを政治的に、集団的自衛権が認められているんだということを高村さんなどは言っているんですけれども。

この石坂さんのこの言葉というのは、この左に書いていますけど、自衛権は急迫不正の侵害に対してやむを得ざる場合ということが書いてあるし、さらに、その上に、いわゆる竹やりみたいなのではなくてちゃんとしたものを、さっきも御覧いただいた三十二ページの、さっき私が読み上げ

た下線のすぐ上の線を引いていない部分ですね、その防衛手段について、原始的あるいは、ちょっと読めませんが、あと議事録で補足させていただきますけれども、粗末なる武器に類するもの名を挙げ、かかる器具のみは、機に挑み変に応じ国民それぞれの工夫において、その使用を許されるがごとく論ずる者もないわけではないけれども、つまり、竹やりみたいな戦いだつたら許されるんじゃないかみたいな議論もあるけど、そうじゃないと。ちゃんとした組織を整備する、実力組織を整備する、つまり自衛隊は合憲であるというふうに言っているわけですね。ただ、自衛隊が合憲であるその前提として、あくまで我が国の個別的自衛権、法的な個別的自衛権のことしか言っていないですね。

さらに、こういう資料はもう付けませんでしたけれども、よろしいですか、田中最高裁長官のさっきの話ですね。自国を守ることは同時に他国を守ることになりという言葉なんですけれども、こういうふうに書いていますね、そのスタートとして。さらに一国の自衛は国際社会における道義的義務でもあると言っているんですね。一国の自衛は国際社会における道義的義務でもある、なので、自衛はすなわち他衛、他衛はすなわち自衛というのは、私は理解できませんけど、論理を言っているんですけど、ポイントは道義的義務なん

ですよ。法的な義務なんて言っていないわけですよ。法的なこと何にも言っていないわけですよ。国際法上認められている個別的自衛権や集団的自衛権、あるいは我が国の憲法との関係で、法的な論理じゃないんですよ、これ。単なる道義的な政治論を奔放に述べていらっしゃる。

この田中最高裁判事は、この砂川判決の前に、その判決の出す時期とその内容についてアメリカ政府に説明をしていたという、戦後司法権の最大の汚点を犯した方であり、また、最高裁の年始の訓示に当たって、共産主義を防ぐための司法権を頑張るぞというようなことを何度か訓示されて、憲法において私有財産制を持っていますから共産主義は我が国の憲法では許されないとすけれども、ただ、そういうことを最高裁判事が言うんですかということですよ。そういう人物であるという評価を受けている方なんですけれども。なので、済みません、ちよつと時間が参つてきたので、中谷大臣に、あと岸田大臣に申し上げたことは、もう二度と衆議院の安保の特別委員会、砂川判決と軌を一にしたものであると、よつて昭和四十七年見解は砂川判決の法理を認めているものなので限定的な集団的自衛権、これは認められるんだと、そのような答弁はなさらない、そういう答弁は国民を惑わす、非常に、あえて申し上げます、ひきょうなやり方の答弁だと思います。

両大臣は立派な方々ですので、大臣が考えられたことではないんだと思います。官僚の方々が何とかしてこれを実現しようというので、誤った官僚の方々ですね、狂信的な官僚集団というふうには申し上げていますけれども、大臣は見識に基づいた答弁をいただくということでしょうか。もう簡潔で結構ですので、よろしいでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 先ほど、傍論とか参考意見ということで、判決の内容の評価の御質問でございます。

法律に関することでございますので、長官にお願いできたらお答えいただければ有り難いと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（片山さつき君） 小西委員におかれましては、質問を特定をしていただけですか。

○小西洋之君 ちよつと、問いを説明させていただいたつもりでいたんですけども、失礼しました。

じゃ、もう一度ゆつくりと申し上げます。

安倍内閣は、砂川判決に書かれている基本的な論理がまさに昭和四十七年政府見解に書かれているものである、砂川判決というのはあたかも集団的自衛権を容認しているかのような判決であるというふう在接受しているかのようなニュア

ンスを漂わせながら、そうしたものだというふう  
に明確に明言している高村先生という自民党のま  
さにこの問題を中心になってやられている方がい  
らっしゃいますけれども、そのような答弁の仕方  
というのは国民を惑わすことになりそうです。

今、国会で、衆議院も含め参議院も含め問題に  
なっているのは、先ほどのこの基本的な論理②の  
部分ですね、皆さんが分割された基本的な論理②  
の部分に集団的自衛権が本当に昭和四十七年の段  
階で法理としてあるのかどうかということが問題  
でございますので、砂川判決は基本的な論理①の  
ことしか言っていない、しかも、私が示したよう  
に、どう見たって、せいぜい頑張って個別的自衛  
権を導く前提のことしか言えていないわけですか  
ら、この四十七年政府見解の説明あるいは解釈変  
更の説明に対して、砂川判決を引かれる答弁はも  
うおやめいただくということよろしいでしょ  
うか。中谷大臣。

○国務大臣（中谷元君） 砂川事件の最高裁判決  
は、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立  
を全うするために必要な自衛の措置をとり得るこ  
とは、国家固有の権能の行使として当然のことと  
言わなければならないということでございます。  
そこで、今回、基本的論理という中で結論とい  
たしまして、集団的自衛権の行使の一部を認める  
ものではなくて、他国の防衛それ自体を目的とす

る行使は認められない、あくまでも国民の命と平  
和な暮らしを守ることが目的であって、極めて限  
定的なものであるということ、そして、その新三  
要件が明確に示しているとおおり、憲法上の明確な  
歯止めとなっているということからいたしました  
従来の政府見解の基本的論理と最高裁の考え方の  
範囲内のものであって、憲法違反とならないと私  
は考えております。

○小西洋之君 もうそういう答弁は、とにかく砂  
川判決を引用する答弁は、国民をだますものです  
ので慎んでいただきたいと思えます。

四ページを、済みません、御覧いただけますか、  
四ページ。先ほどの、構造分割というのが日本語  
の読み方としてもおかしいというのは、かつてこ  
の国会、私、この委員会でも取り上げさせていた  
できましたけれども、改めてもう一度御説明をさ  
せていただきたいと思えます。四ページですね。

実は、集団的自衛権、「いわゆる集団的自衛  
権」という言葉がこの文章には三つ出てくるん  
ですね。一番冒頭に線を引いている、「いわゆる集  
团的自衛権」。そして、左に行っていたら、  
第二段落の下にある「いわゆる集団的自衛権」。  
そして、一番最後の、第三段落の一番文末にある  
「集団的自衛権」というふうに言っているんで  
ね。

この「いわゆる集団的自衛権」というのは、横

嶋長官、一言で、もう本当に一言でお願いしま  
す、あらゆる集団的自衛権、集団的自衛権の全集合を  
この三つの「いわゆる集団的自衛権」は三つとも  
指している、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横嶋裕介君） ここに言う  
「いわゆる集団的自衛権」といいますのは、国際  
法上、武力の行使が正当化される集団的自衛権の  
言わばフルセットのものを指しているものと理解  
しております。

○小西洋之君 横嶋さんは、フルセットというの  
は、全てのあらゆる集団的自衛権だというふう  
に言っている。つまり、安倍政権が作った限定的な  
集団的自衛権、それではない、非限定的な集団的  
自衛権を足した全集合だと言っているんですね。

そうすると、この文章、こういうことになるん  
ですね、日本語として。頭から行くと、全ての集  
团的自衛権というのはこれこれのものである、こ  
れが第一段落。第二段落は、ところで、政府は、  
その全ての集団的自衛権を国際法上有しているん  
だけれども、憲法上は行使できない、それは憲法  
の容認する自衛の措置を超える、それは次のよう  
な、波線ですね、考え方に基づく。考え方を言っ  
たのがこの三段落なんです。第三段落の結論と  
して、いわゆる集団的自衛権の行使は憲法違反で  
あるというふうに言っているんですね。

ところが、あらゆる集団的自衛権を定義して、



あらゆる集団的自衛権が認められないというふう  
に従前言ってきた憲法上の考え方は以下のものだと  
言っている段落の中で、安倍内閣は、限定的な  
集団的自衛権を法理としてここに残している、作  
っているというふうに言っているんですね。もう  
これ、中学校や高校の入試試験の問題だと思うん  
ですけれども。

あらゆる集団的自衛権を定義して、それを否定  
する目的で文章を作って、かつ、そのとおり第一  
段落、第二段落で流してきて、第三段落でいきな  
り限定的な集団的自衛権を残して、しかも、その  
結論で全ての集団的自衛権は認められないなんて  
いうわけがないわけですよ、文章のやり方として。  
これを構造分割して、一番最後の、そうだとす  
ればという段落のところは、これ、帰結を当ては  
めたというふうに読むんだと言っているんですけど  
れども、それがおかしいということを一言だけ申  
し上げさせていただきます。

実は、この文章は、さっき申し上げました砂川  
判決の論理から出発している数ある政府見解の中  
で、実は戦後の政府見解の中でただ一つの唯一の  
例外なんです。普通は、憲法九条が一見すると  
全ての武力行使を禁止しているように見えるから、  
我が国に武力攻撃が発生したときしかできないの  
で集団的自衛権は駄目だと、もう簡潔な論理で言  
っているんですけども、この政府見解だけ砂川

判決の自衛の措置から始まって、かつ、これもこ  
の見解だけなんですけれども、平和主義の制限に  
掛かるということを流しているんですね。

つまり、全体で言うところ——もう終わります、あ  
と三十秒で終わらせていただきます、これは、第  
一段落で自衛の措置について始めて、第二段落で  
砂川判決の自衛の措置で始めて、第三段落の始め  
の基本論理の①はまだ自衛の措置について論じて  
いるんですね。しかしながらのところでも自衛の  
措置。そして、第三段落にして武力行使を言っ  
ているんですね。というふうには、自衛の措置から論  
じて武力行使が駄目だというふうには、一貫通貫で  
論じているんですね。

そのことは、第二段落で書いてあるように、い  
わゆる集団的自衛権を自衛の措置として容認する  
ことはできない、集団的自衛権を武力行使として  
行うことは自衛の措置として容認できないという、  
この第二段落の設定しているこの命題を、第三段  
落の一番最後のその文章で、いわゆる集団的自衛  
権の行使、武力行使というものは認められないと  
言っているだけにすぎないんですね。極めて論理  
的に流れているんですね。

横畠さん、よく勉強なさって、今日の朝日新聞  
の社説にも書かれていましたけど、法の番人の良  
心を取り戻して、立派な意見事務を遂行されて、  
解釈改憲を倒す……

○委員長（片山さつき君） そろそろお時間です。  
○小西洋之君 安倍内閣を倒閣していただきたい  
と思います。

我が党民主党も、衆議院の段階……

○委員長（片山さつき君） お時間です。

○小西洋之君 参議院の段階で安倍内閣を倒すこ  
とを国民の皆さんにお約束して、質疑を終わらせ  
ていただきます。

失礼しました。

○荒木清寛君 私は、まず改正防衛省設置法第十  
二条についてお尋ねいたします。

この改正につきましては、文官統制が撤廃され  
るのではないかと懸念、また、そもそも文官  
統制という概念自体があったのかなかったのか、  
こうしたことについてこれまでも議論をしてまい  
りました。実は、この点につきましては、政府か  
らの私ども公明党に対する説明が当初十分ではな  
くて、この承認する時期が遅れたという、マスコ  
ミにも報道されましたが、そうしたこともあつた  
わけでありますので、最後に私、もう一度確認を  
しておきます。

そこで、まず大臣は、三月二十日の本院予算委  
員会で、この十二条は、従来から、官房長及び局  
長による政策的見地から大臣補佐と幕僚長によ  
る軍事的専門の見地から大臣補佐を調整、吻合  
する規定であると説明してきました、このように

